



南雲和夫

議会の議決を要する 契約の締結について

質問

日本画購入については、契約先が特定されており、一般競争入札に適用していないことから随意契約とされ、慎重な判断と適正な運用を期すべき配慮が法によって求められています。また「湯沢町議会の議決に付する契約及び財産の取得又は処分に関する条例」にかんがみ、作品の制作過程において購入の予算要求を行う行為からも制作の依頼をした平成12年9月時点において購入を含め契約が発生したと見ることが推測できます。再度、購入するとの約束があったのか経緯を含め伺います。

町長答弁

購入することを決めた経緯については前回の説明の通りであります。13年末に担当課より予算要求はありましたが、査定において却下されており、予算が組めない中で購入するということは出来ません。したがって約束は無かったことを言明します。

質問

なぜ同じ質問を繰り返すのか、理由は同じ誤りを繰り返すからです。町民総参加の町づくりと言ってきたが、国際会議は町民の理解が得られるよう努力をしないで得られないとし中止をし、絵画購入においては議員工作をし、理解が得られたとして購入する等、議会の信頼の失墜、町民不在の町運営が続くことを危惧するからであります。また、町政を託した町民は、町長・議員の議決執行が結果として意志に関係なくその責任として負担をさせられます。

その不条理の原因を作っているのが議会としたら、議会の常識は町民の非常識と言われてもいたしかたのないことでもあります。反省すべきは反省をし、その信頼を取り戻すべく努力が必要であります。再度伺います。

購入を決定した後、適正な運用が出来るような配慮、説明の手続きを取らなかったことは議会軽視と言えないか。

町長答弁

絵画購入において町民からもいかなるものかとの指摘はありましたが、購入をする時点において種々説明をし、議会の議決を経ています。法的にも間接民主主義のルールにのってやっていますので問題は無いものと理解しています。

質問

湯沢町を芸術とおして誇れる町とするために

川上四郎氏、川端康成氏の関連事業の総額は2億5千万円にのぼっています。社会教育の一環として、町民・児童・生徒にこれらの目的を真に理解していただき、自身が住んでいる湯沢町の素晴らしいさを実感することができるようするために、どのような方法を考えているか、また両氏が湯沢に託したものは何だったのか、今後の町づくりに活かすためにも考察が必要であると思えますが考えを伺います。

町長教育長答弁

町民はもとより、町を訪れた皆様に、湯沢雪国の文化、童画の町づくりを再認識していただくことが町民全体の宝となり、そして子供たちの未来につながる大切なものになると思っております。家庭、学校、行政と町民が一体となれるよう、事業を通してその環境づくりに一層の努力をしていきますので、理解と協力をお願いします。また、両氏が残してくれた作品にふれることにより、心の醸成、人間形成に寄与されると思っておりますので今後子どもたちの教育に結び付けていきたいと考えております。



川端康成「雪国展」が展示されている資料館